

## 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（概要）

総務部人事室企画厚生課

### ■改正の理由

- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の一部改正（平成22年法律第61号。平成23年4月1日施行）により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができるよう措置された。

※非常勤職員＝一般職の非常勤職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員）

∴育児休業法第1条「職員（地方公務員法第4条第1項に規定する職員をいう。）」（＝一般職の地方公務員）

- 育児休業法では、育児休業をすることができない職員について、法で定める職員のほか条例で定めることとされている。今般の改正により、非常勤職員について育児休業をすることができるようになったことに伴い、非常勤職員のうち育児休業をすることができない職員を条例で定める必要がある。また、非常勤職員の育児休業をすることができる期間等や部分休業に関して条例で定める必要がある。

### ■改正の内容

#### (1) 育児休業をすることができない職員（第2条関係）

一般 職 の 職 員	○育休法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員 (育児短時間勤務の承認を受けた職員の業務に従事させるために採用された任期付き短時間勤務職員)	}	育児休業を することが できない。
	○臨時的任用職員		
	○その他これらに類する職員として条例で定める職員 (①及び②の職員)		
	○上記以外の職員(育児休業をすることができる。)		

- ① 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）第4条第3項により任期を定めて採用された職員（高齢者部分休業、介護休暇又は育児部分休業の承認を受けた職員の業務に従事させるために採用された任期付短時間勤務職員）
- ② 次のいずれかに該当する職員以外の職員
  - ア 次のいずれにも該当する職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職（特定職）に引き続き在職した期間が1年以上である者
    - (イ) 子の一歳到達日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる者（1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである者を除く。）
    - (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める者（参考 人事院が定める者＝「1週間の勤務日が3日以上」又は「1年間の勤務日が121日以上」の者）
  - イ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとするもの

(ア) 非常勤職員本人が子の1歳到達日に育児休業をしている場合

(イ) 子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合(※)

ウ 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

(2) 非常勤職員が育児休業をすることができる期間(第2条の2関係)

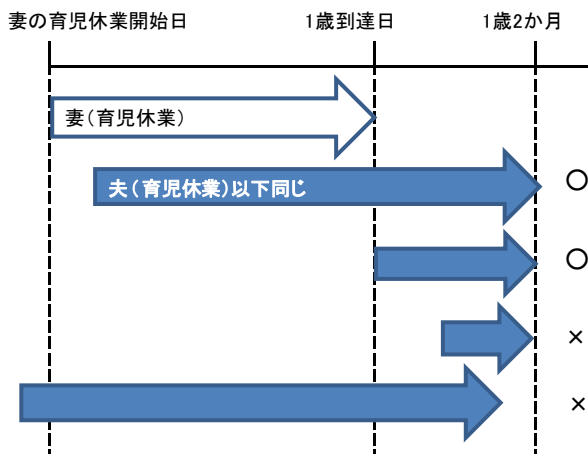
- ① ②及び③以外の場合 ……子の出生の日から1歳到達日まで
- ② 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合 ……子の出生の日から1歳2か月に達する日まで(最長1年間)
- ③ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が1歳到達日の翌日から育児休業しようとする場合
  - ・非常勤職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしようとする場合
  - ・子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合(※)
    - ……子の1歳到達日の翌日から1歳6か月に達する日まで

※(参考)

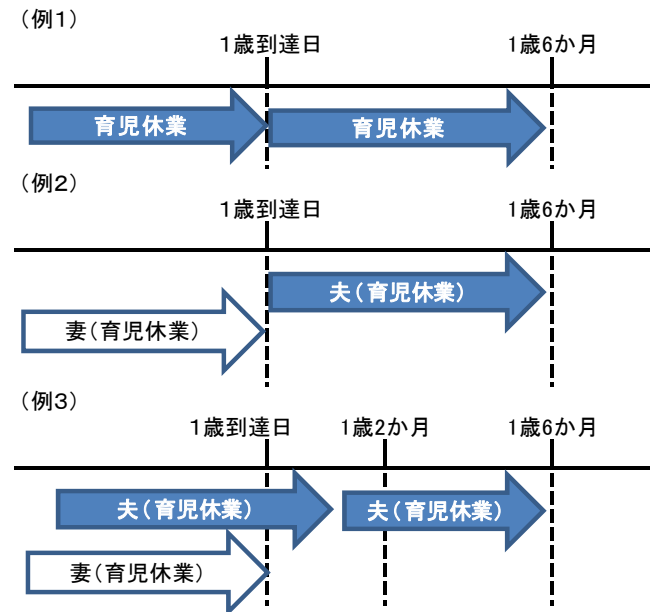
人事院が定める場合＝

- 保育所の入所を希望しているが、入所できない場合
- 子の1歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合
  - ・死亡した場合
  - ・負傷、疾病等により子を養育することが困難になった場合
  - ・子と同居しないこととなった場合
  - ・産前6週間又は産後8週間以内の場合

【②の例】



【③の例】



(3) 再度の育児休業をすることのできる特別の事情（第3条関係）

現在の再度の育児休業をすることができる特別の事情に加えて、一定の要件を満たす非常勤職員について再度の育児休業をすることができるようにするもの。

次に該当する非常勤職員については、再度の育児休業をすることができる。

- ① 1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとする者
- ② 任期の末日まで育児休業をしている者で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの。

(4) 部分休業をすることができない職員（第19条関係）

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

- ① 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- ② 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則（※）で定める非常勤職員

※（参考）

人事院が定める者＝

- ・1週間の勤務日が3日以上である者

又は

- ・1年間の勤務日が121日以上である者 であり、かつ、
- ・1日の勤務時間が6時間15分以上である者

(5) 部分休業の承認（第20条関係）

非常勤職員に対する育児時間の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）で行うものとし、育児時間を承認されている場合には、

- ① 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内
- ② 育児時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内

■ 施行期日

公布の日

■ 政策アセスメント・制度間調整

- ・各任命権者及び人事委員会と調整中

非常勤職員に対する育児休業及び部分休業の適用関係

職員の種別	任用根拠		地公法28条の5第1項 該当	任期付職員条例第4 条第3項該当	育児休業		部分休業		府の在職状況
					改正前	改正後	改正前	改正後	
一般職非常勤職員	地公法	17条			×	○	×	○	×
再任用短時間勤務職員		28条の5	○		〃	○	○	○	○
育児短時間勤務の代替のための短時間勤務職員	育休法	18条	○		〃	×	○	○	×
一定期間内に終了することが見込まれる業務への従事等をする短時間勤務職員	任期付職員法 (5条)	1項	○		〃	○	○	○	×
住民に対するサービスの提供体制の充実のための短時間勤務職員		2項	○		〃	○	○	○	×
修学部分休業・高齢者部分休業代替のための短時間勤務職員		3項1号	○	○	〃	×	○	○	×
介護休業代替のための短時間勤務職員		3項2号	○	○	〃	×	○	○	×
育休法部分休業代替のための短時間勤務職員		3項3号	○	○	〃	×	○	○	×
一般職常勤職員	地公法17条				○		○		○
臨時的任用職員	地公法22条2項 育休法6条				×	×	○		○